

栃木県警察国有物品管理規則の制定について(例規通達)

(昭和39年9月1日)

(栃会発第1472号栃木県警察本部長通達)

昭和39年9月1日栃木県公安委員会規則第14号をもつてみだしの規則が公布され、昭和39年4月1日から適用されることになったが、制定の趣旨および取扱い上の留意事項等は次のとおりであるから運用上誤りのないようにせられたい。

なお、参考に「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令(昭和39年総理府令第14号)」を添付する。

記

1 規則制定の趣旨

昭和38年法律第99号をもつて地方自治法の一部を改正する法律が公布され、予算関係を除く財務関係の改正規定が本年4月1日から施行された。これに伴い従来その実態規定が殆んど地方公共団体の条例または規則にゆだねられていたものを改めて、同法において財産の範囲、分類等を明らかにし、さらに財産中の「物品」についても従来その出納保管の職務権限のみの規定しかなかったものを新たに物品の範囲、管理および処分の基本規定が設けられた。この規定により都道府県警察が無償使用している国有物品も当然「普通地方公共団体が使用のため保管する動産」の中に含まれ、知事の所管となるべきであつたが、警察活動の特殊性に鑑みこれら無償使用の物品については法の適用が除外された。以上の経緯から警察における無償使用物品の管理運用については、単なる内部的規程ではなく、法令、規則等の形で規定する必要に迫られ、国としては大綱的事項を総理府令をもつて定め、細部事項は都道府県公安委員会規則によつて定めることとなり、本規則が制定された。

2 旧規程の廃止

本規則の制定により、従来の「警察法第78条の規定により無償使用をしている国有物品管理規程(昭和33年栃木県警察本部訓令第号)」「昭和33年3月31日付栃会発第585号警察法第78条の規定により無償使用をしている国有物品管理規程の取扱いについて(例規通達)」は廃止された。

3 内容および運用上の留意点

(1) 管理機関(第2?5条関係)

旧規程において、物品の管理事務は、命令機関として物品管理員(会計課長)、出納機関として物品出納員(会計課次長)、供用機関として物品供用員(各所属次長)がそれぞれ行なっていたが、本規則では総理府令第5条、第9条をうけ本部長が命令機関、会計課長が物品出納員・各所属長が物品供用員となつた。

この規定の趣旨は、それぞれの管理事務を行なう職員の格を上げると共に、管理を運営の実態に即させ、物品管理のより適正、効率化を期そうとするものである。

(2) 管理の義務(第6、7条関係)

旧規程ではこの規定がなかつたが、直接物品の管理に関する職員の職務上の義務を負わせることによつて、物品管理のより適正、効率化を期すため、物品管理法第17条、第18条の規定の趣旨を明らかにした。

(3) 保管(第8、9条関係)

(ア) 保管中の物品の異動状況は物品出納員の備える帳簿(物品出納簿)によつて明らかであり、また物品出納員の保管中の物品も少数なので旧規程による物品保管整理票は廃止された。

(イ) 総理府令第8条による物品の例外的保管として公用の施設以外の施設における保管の手続きとして、総理府令第8条ただし書および警察庁物品管理細則第21条の手続きを一括して行なうよう物品保管委託書の様式を定めた。

(4) 供用不適品の処理(第10条関係)

(ア) 旧規程では、物品出納員は、保管物物品のうち供用することができないと認めた物品は供用不適品報告書をもつて物品管理員に報告することになつてしたが、本規則では物品不用決定書をもつて本部長に報告することにより、総理府令第10条第2項および警察

庁物品管理細則第27条の事務を同時に行なうようにした。

- (イ) 本条第2項ただし書中国費以外の経費をもつて行なう修理」とは、国有車両等の修理であり、これらの修理について他に定め(栃木県警察車両管理規程等)がある場合は、物品修繕(改造)書による報告は要しない趣旨である。
- (5) 供用、返納、供用換え(第11、14、15条関係)
 - (ア) 旧規程では、物品の払出、受領の命令は物品供用員からの請求、報告によつてのみ行なっていたが、本規則では本部長自ら必要があると認めるときは、払出し、受領の命令をすることができることとした。
 - (イ) 供用換えは、本部長が当該物品の供用換えにかかる物品供用員に対し物品の引渡しならびにびに受領を命ずるものであるから、物品出納員に保管させる過程を取ることを必要としないので、物品出納員に対する受入命令は行わない。
- (6) 使用職員(第12条関係)

旧規程では、使用職員が物品の受領を証明するとき、消耗品については消耗品供用内訳簿(例規通達による様式)に押印していたが、本規則では物品供用員が備える帳簿(物品供用簿)に押印することとした。
- (7) 返れい(第13条関係)

第13条の手続きについて様式は規定されていないが、物品供用員において、様式第5の摘要欄に返れい年月日を記入し整理すること。
- (8) 物品の亡失、き損(第16、17条関係)
 - (ア) 旧規程では、物品管理職員および使用職員の弁償責任を規定し、この裁定を本部長が行なうこととし、また弁償を命ぜられた物品管理職員および使用職員は不服の申立ができることになっていたが、弁償責任については法の委任がなければ規定化することができない趣旨から、民法の規定(民法第709条)によることとした。

[注]個人責任は従来どおり故意または重大な過失ある場合に限る。

 - (イ) 物品供用員は、自らが亡失、損傷した場合には物品亡失(損傷)報告書によつて報告し、使用職員から第17条の報告を受けたときは、第16条第2項による意見を付した報告書(様式はない)を作成し、第17条の報告書写を添付して報告するものとする。
- (9) 検査(第18?20条関係)

旧規程では毎年度1回の検査は当該年度経過後2ヶ月以内に行なわなければならなかつたが、本規則では物品管理法施行令第44条の規定をうけてこの条文は削除した。この趣旨は物品の管理に関する検査は、その種類も多く、数量もばく大であり、限られた期間内で現物および帳簿を突合し適正かつ効率的な管理状況を検査することは困難であるため、検査時期を適宜按配して適切な検査を行なうよう配慮する余地を設けたものである。
- (10) 交替の場合の帳簿の引継ぎ等(第22条関係)

新たに引継書の様式を定めた。
- (11) 別表関係
 - (ア) 別表第1の2の(1)中「当該異動があつた年月日」とは、実際に物品が異動した年月日とする。
 - (イ) 別表第2物品供用簿(備品)様式中保管欄は供用中の物品で保管中のものの数量を記入する。
 - (ウ) 別表各帳簿とも、毎年度末においては、摘要欄に「翌年度に繰越」と記入して締め切り、次行に「前年度より繰越」と記入して繰越しをするものとする。
 - (エ) 1ヶ月以内の軽微な修理または改造のためにする物品の異動については帳簿の記入は省略する。
- (12) 様式関係
 - (ア) 各手続様式の決裁欄は、本規則の規定に基づく請求、出納命令の諸手続きを簡略化するため、これらを一括して行なえるよう考慮した。第号欄は物品供用員毎に一連番号を付する。年月日欄は、本部長に払出しを請求する年月日を記入する。分類欄は本部会計課の指示を受けて記入する。
 - (イ) 各様式は2部作成し、1部提出、1部控とする。ただし、物品供用換書は3部作成し、1部提出、当該物品の供用換にかかる物品供用員において各1部控とする。
 - (ウ) 様式第5(物品保管書)は備品1点毎に作成する。また様式中番号欄は品目毎に一連番号を付する。
- (13) けん銃の取扱い

従来けん銃は、物品供用員の供用としていたが、総理府令第17条の規定により、けん銃の取扱いは総理府令の定めによるもののほか国家公安委員会の定めるところによることとなつたので、けん銃の貸与および保管等については「警察官けん銃、警棒等使用および取扱い規範」の規定によるものとし、物品供用員の供用にはならない。従つて物品供用簿への記入は要しない。

(14) 通信用物品の取扱い

従来各所属で使用している電話機等通信用物品は無償使用物品の対象外として扱つてきたが、総理府令第1条第2号に規程する物品のうち別途通達する通信用物品は無償使用を受ける物品として扱うこととなつたので、他の物品同様総理府令および本規則の規定に従うほか、次の事項に留意し適正かつ効率的に管理すること。

(ア) 通信出張所が修理、改造および保守等を行なう必要があると認めるときは、いつでも行なうことができる。

(イ) 物品の設置場所または定置場所の変更を行なうときは承認を受けること。

(ウ) 物品の管理に関し必要な細部事項は通信出張所と協議のうえ処理すること。

(15) その他

(ア) 物品出納員または物品供用員は警察庁物品管理細則第3条の規定を準用し、保管中または供用中の物品の分類、番号等の標示をすること。

(イ) 従来帳簿及び各種様式は当分の間、決裁欄、領収欄等を取りつくりつて使用すること。

(別添)?原文は縦書き?

都道府県警察署に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令(昭三九、三、三一総理府令代十四号)

(用語の意義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 財産 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第七十八条第一項の規定により都道府県警察に無償使用させる国有財産をいう。

二 物品 警察法第七十八条第一項の規定により都道府県警察に無償使用させる国有の物品をいう。

三 部局長 都道府県警察に対し、財産を無償使用させる国有財産管理部局長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第九条第一項に規定する部局等の長をいう。)をいう。

四 物品管理官 都道府県警察に対し、物品を無償使用させる物品管理官、分任物品管理官及び代理物品管理官をいう。

(無償使用の申請)

第二条 警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長(以下「警察本部長」という。)は、財産又は物品(以下「財産等」という。)無償使用しようとするときは、種類、数量等を明らかにし、部局長又は物品管理官(以下「部局長等」という。)に無償使用の申請をしなければならない。

(無償使用の許可)

第三条 部局長等は、前条の規定による申請を受けた場合において許可するときは、種類、数量、使用条件等を明らかにして、するものとする。

(無償使用の条件)

第四条 警察本部長は、無償使用する財産等について、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 善良な管理者の注意をもつて管理し、その効率的な使用に努めること。

二 修繕、改造等により現状を変更しようとするときは、あらかじめ部局長等の承認を受けること。

三 改良費等の有益費を請求しないこと。

四 転貸し、又は担保に供さないこと。

五 使用条件に違反したときは、部局長等の指示に従つて返還すること。

六 部局長等が特に必要があると認めるときは、その指示に従つて返還すること。

七 その他部局長等が必要であると認めて付した条件

(財産等の管理)

第五条 警察本部長は、無償使用する財産等を管理するものとする。

(現状変更等)

第六条 警察本部長は、無償使用する財産について都道府県が支弁する経費をもつて現状変更等しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を部局長に提出しなければならない。

- 一 当該財産の所在地名及び地番
- 二 新增築その他現状を変更しようとする理由
- 三 用途及び利用計画
- 四 新增築その他現状を変更しようとする財産の明細(構造、種目及び数量を記載すること。)
- 五 予定価格
- 六 予算額及び経費の支出科目
- 七 案内図、配置図及び建物図
- 八 その他参考となるべき事項

2 部局長は、前項の申請書を受理したときは、使用目的に反しない限り、許可することができる。この場合においては、あらかじめ警察庁長官の承認を得なければならない。

(建物の区分所有)

第七条 警察本部長は、前条の規定により無償使用する建物に増築する場合には、既設建物との間に明確に区分所有ができるような処置を講じなければならない。

(保管の原則)

第八条 物品は、公用の施設において、良好な状態で常に供用(物品をその用途に応じて都道府県警察において使用させることをいう。以下同じ。)又は返還をすることができるように保管しなければならない。ただし、警察本部長が公用の施設において保管することが管理上不相当であると認めるときは、他の施設に保管することができる。

(出納命令)

第九条 警察本部長は、物品を出納させようとするときは、出納すべき物品の分類を明らかにして、その出納を命じなければならない。

(供用不適品の処理)

第十条 警察本部長は、その保管中の物品のうち供用できないもの又は修繕若しくは改造を要するものがあると認めるときは、当該経費の負担区分に従い物品管理官又は都道府県において支出負担行為事務を行なう職員に対し、修繕又は改造の請求をしなければならない。

2 警察本部長は、供用できない物品があると認めるときは、すみやかに物品管理官に返還しなければならない。

(供用の原則)

第十一条 物品は、物品管理官が決定した分類の目的に従い、供用しなければならない。

(分類換え)

第十二条 警察本部長は、物品の効率的な供用のため必要があると認めるときは、物品管理官に分類換えの請求をすることができる。

(弁償)

第十三条 部局長等は、都道府県警察の責に帰すべき理由により財産等を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、都道府県警察に、その損害を弁償させなければならない。

(弁償額)

第十四条 前条の規定により弁償すべき国の損害の額は、財産等の亡失又は損傷の場合にあつては、亡失した財産等の価格又による財産等の減価額とし、その他の場合にあつては、当該財産等の管理行為に関し、通常生ずべき損害の額とする。

(亡失又は損傷等の報告)

第十五条 警察本部長は、財産等を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたと認めるときは、直ちに部局長等に報告しなければならない。

(実地監査等)

第十六条 警察庁長官は、部局長等に対し、随時、所部の職員を派遣して無償使用させた財産等について実地監査を行ない、及び必要な指示をすることができる。

2 部局長等は、警察本部長に対し、無償使用させた財産等について毎年度一回検査を行なうものとし、その他必要と認めるときは、検査を行ない、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(けん銃の取扱い)

第十七条 けん銃の取扱いについては、この府令の定めによるもののほか、国家公安委員会の

定めるところによる。

附 則

- 1 この府令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 この府令施行の際、現に都道府県警察において無償使用している財産等は、第三条の規定により許可を受けたものとみなす。